

契 約 書

公立大学法人富山県立大学（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）とは、「研究事業に係る労働者派遣に関する業務」について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

(1) 業務の名称

「研究事業に係る労働者派遣に関する業務」

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までとする。

（費用）

第3条 発注者は、本業務に要する費用として、派遣労働者1名ごとに時給金 円を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（報告の徴収等）

第5条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し、本業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

（業務の報告）

第6条 受注者は、毎月発注者に業務報告書を提出するものとする。

（費用の支払）

第7条 発注者は、派遣労働者1名ごとに、受注者の請求に基づき費用を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要と認めるときは、受注者の請求に基づき、費用の全部又は一部を概算払いすることができる。

3 発注者は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日

以内に費用を受注者に支払うものとする。

(発注者の解除権)

第8条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が本業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者からこの契約の解除の申入れのあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反したとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、発注者は、履行部分に対して相当と認める金額を支払うことがある。

3 発注者は、第1項の場合のほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

第9条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確

定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金及び損害賠償）

第 10 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者に契約金額の 10 分の 1 に相当する違約金を支払わなければならない。

(1) 第 8 条第 1 項の規定による場合

(2) 受注者が本業務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 受注者は、第 1 項の場合において発注者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

4 第 8 条第 3 項の規定による契約の一部又は全部の解除により受注者に損害が生じた場合において、発注者が必要と認めるときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

（賠償の予約）

第 11 条 受注者は、この契約に関して第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当し、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。

- (2) 第9条第1項第3号に該当し、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、物品が納入された後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持等)

第12条 受注者は、本業務を実施する上で知り得た事項を他人に漏らし、また他の目的に利用してはならない。この契約の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 受注者は、本業務において個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

発注者 富山県射水市黒河5180番地
公立大学法人富山県立大学
理事長 山本 修

受注者